

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	千葉県		整理番号	12		
使途名	飼料用米緊急拡大の取組					
対象作物	主食用品種による飼料用米(基幹)					
単 価	14,000円/10a 上限額21,000円/10a					
課 題	<p>本県の平成30年産の主食用米作付面積は前年より600ha増の53,900haとなり、千葉県農業再生協議会が設定した令和元年産主食用米の生産目安においては平成30年産主食用米作付面積から約4,000haを主食用米以外に転換する生産目安としている。早急に主食用米から需要に応じた生産を図る必要がある。</p> <p>また、本年産の4月末現在における飼料用米の作付面積は、前年産に比べ減少が見込まれていることから、需要に応じた米生産に向け、緊急的に主食用米から飼料用米への転換を図る必要があるため、本年度に限り本交付金による支援を行い、飼料用米の面積拡大を推進する。</p>					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	主食用品種による飼料用米における平成30年産からの拡大面積	目標	—	—	360ha	—
		実績	—	—	—	—
内 容	平成30年産と比べ、主食用品種による飼料用米の面積が拡大した場合、その面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>○助成対象者:販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農。</p> <p>○助成対象水田:経営所得安定対策等における交付金の交付対象となっている水田、かつ、当年産において、対象作物の前作または後作に主食用米を作付けしない水田。</p> <p>○助成対象作物:実需者と出荷・販売契約を締結し、収穫を行う、主食用米品種による飼料用米。主食用品種による飼料用米とは、整理番号7に該当していない飼料用米とする。</p> <p>○交付対象面積:平成30年産と比べて、主食用品種による飼料用米の面積が拡大した場合、その面積を交付対象とする。</p> <p>○その他の要件:栽培履歴を記帳していること。</p>					
取組の確認方法	<p>地域農業再生協議会等において以下により確認する。</p> <p>○助成対象者:水田台帳、交付申請書及び農林水産省の認定による。</p> <p>○助成対象水田:水田台帳、営農計画書及び農林水産省の認定による</p> <p>○助成対象作物:新規需要米の認定通知、必要に応じて出荷契約書、販売伝票、作業日誌、自家利用計画書等出荷・販売、栽培管理を行ったことがわかる書類、必要に応じて現地確認を行う。</p>					
成果等の確認方法	令和元年12月までに地域農業再生協議会等から報告のあった支払対象面積を集計し、確認する。					
備考	本助成は、「整理番号1、3」との重複助成が可能である。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。